

北九州市市税条例の一部改正について（議案第71号）

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の関係規定を改正するものです。

【主な改正内容】

1 寄附金税額控除に係る規定の新設（第22条の3ほか）

- 寄附金税額控除の上限額を所得割額の2割と154万4千円とのいずれか低い金額とする規定が設けられたことに伴い、条例においても同様に規定を整備するもの。

2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（付則第21条の2）

- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、期限が3年延長された。併せて、優良住宅地の造成等のために土地等がその譲渡の時において、地すべり等防止区域内に存する場合には本特例の適用ができないこととされた。これに伴い、条例においても同様に規定を整備するもの。

3 固定資産税の免税点の見直し（第51条）

- 物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点の緩和（家屋の免税点を20万円から30万円に、償却資産の免税点を150万円から180万円にそれぞれ引上げ）が行われたことに伴い、条例においても同様に規定を整備するもの。